

Title	明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化 (III)
Sub Title	Development of silk manufacture and a change of a village structure in the early Meiji era (III)
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.6 (1969. 6) ,p.639(111)- 653(125)
JaLC DOI	10.14991/001.19690601-0111
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690601-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

されていく新生産方法は、それぞれ生産力水準に差をもつので、その差が大であればあるだけ、価格切下げによる市場シェア拡大の競争が生じる可能性も大きい。

このように、排他的に利用しうる新生産方法の導入は、市場拡大のもとでは、ヨリ優秀な新生産方法開発の競争をきわめて強力に促進し、一定期間の後に、諸企業の積極的な投資行動を惹起していくよう作用するのである。そして、生産力のヨリ高い新生産方法の開発を基礎に、全体としての市場拡大を上廻って、設備拡張がすすめられ、過剰能力が出現する傾向が強いし、そこでは価格切下げによる協調破壊の危険性も大きいのである。

それゆえ、寡占諸企業による積極的・突進的な投資行動がもっとも激烈・かつ大規模に展開するのは、以上のように市場の大幅・継続的拡大と生産性のきわめて高い新生産方法の導入とが結合し、しかもさらにヨリ優秀な種々の新生産方法の開発が刺激され導入されるような場合といえる。

×

×

×

なお、本節で前提にしたような需要の大幅・継続的な拡大が独占資本主義段階でいかにして生じるのか、設備拡張の投資競争がさらに需要を拡大して一層の投資をおおるといような累積的過程が独占段階で展開する条件はあるのか、あるとすれば、それはいかなる特徴的な形で展開し、いかなる特徴的な制限をもつのか、——かかる問題は、第2節の末尾で述べたところの投資停滞の波及の問題とともに、本稿での分析を前提として次稿以下で究明する予定である。

(未完)

明治10年代における

製糸資本の生成と村落構造の変化 (III)

高山隆三

はしがき

- I. 製糸女工の流出基盤と存在形態 (62巻1号)
- II. 製糸資本と養蚕農家——養蚕業の展開と村落構造の変化—— (62巻4号)
- III. 製糸資本の生成過程とその性格 (本号)

III 製糸資本の生成過程とその性格

明治10年前後長野県諏訪地方では水車を動力とする器械製糸マニファクチュアが簇生した。製糸マニファクチュアの生成・展開は、農家内自給的・副業的労働の製糸賃銀労働と養蚕労働への急速な転化・編成替をもたらしてゆく。すでに前章で検討したように、明治5年より20年に至る間、諏訪郡湖南村南真志野では総人口数、総労働力人口数は殆ど変化がみられなかったが、養蚕業の急速な発展、繭生産量の増大が生じており、また関初平家の資料による限り、明治10年代後半において土地所有規模5反以下の未婚の女子は製糸女工として働いていたものと考えうることから、農家内労働の編成替がこの時期に進行したものである。

幕末開港を機とする生糸市場の拡大が、製糸マニファクチュアを生成・展開させてゆく場合、なおここで検討されるべき点は、農家内労働を編成替し、さらには農村の全構造を推転する起動力である器械製糸マニファクチュアの生成・展開過程そのものである。本章においては先ず、湖南村における器械製糸業の明治10年代における消長を概観し、次いで関初平家の資料により、関家の製糸経営の展開過程を、資金関係を中心に明らかにしてゆこう。

(1)

湖南村において、何時器械製糸が開始されたかは明

確ではない。明治11年の「器械製糸出願届」(諏訪市役所湖南支所蔵)によると、そこに出願者として記載されているのは14名であった。この「出願届」の性格は器械製糸を開始する為の許可を受けるというものではなかったようである。すなわち出願届に記載されている者のうち牛山保蔵と関兼蔵の二人の名がすでに明治9年に器械製糸業者として「信濃蚕糸業史」(下巻2342頁)に載っている。また本稿の「はしがき」(「三田学会誌」62巻1号)で示したように「長野県町村誌」には器械製糸が「村の成の方北真志野にあり、建屋坪教九坪、水車差互三六尺十二人取なり。一つは村の卯の方大熊にあり、建屋六坪、水車差互三六尺、八人取なり」と記されており、これは「信濃蚕糸業史」に載っている関伊助(北真志野)と関兼蔵か牛山保蔵(大熊)を指すものであろう。したがって、明治11年の「出願届」にはすでに水車を動力とする器械製糸を営業していた者が含まれていたことは確実である。

北真志野の関伊助が明治9年に器械製糸を開始したことは、「諸願届」(北真志野・関保美氏蔵)中の「製糸=関スル履歴及事蹟」によって知りうる。これは伊助の息子で製糸結社「東英社」社長の五助が明治34年、42年にはほぼ同文のものを届出先は明らかではないが認められたものであり、湖南村における器械製糸の発展を知る資料としその一部を示せば以下の通りである。

「製糸=関スル履歴及事蹟」

長野県諏訪郡湖南村乙469番地主族

生糸製造業 関五助

慶応三年三月晦日生

創業

斯業ノ開始ハ今ヨリ凡六拾有年前ニアリテ亡父伊助ノ創業ニ係リシモ其当時ニアリテハ全国一般斯業甚タ幼稚ニシテ從テ営業微々敢テ挙クヘキ事蹟ナシ面シテ明治維新ニ際シ国勢一變外國貿易ノ開クル

ニ及ヒ屢々横浜ニ往來シ將來生糸カ國産ノ主タルヲ思惟シ特ニ製糸ノ業ニ留意シ提糸ニヨリテ製出シ貿易ニ當テモ其産額甚タ寡量ナリシニ係ハラズ応分ノ利益ヲ取メタリキ爾來潛心斯業ニ從ヒ其製造セル生糸ハ年製出額ヲ式回ニ横浜ニ送り貿易ニ資スルヲ例トセンカ未タ規模狭少ニシテ製法ニ適セズ活動亦意ノ如クナラズ故ニ明治八年奮然改良ヲ圖ルニ到ル改良

明治九年製糸法ヲ伊國式ニ模シ新ニ拾式人線器械工場ヲ建設シ汽罐ヲ設置シ富岡製糸所ヨリ教師式名ヲ聘シ一業ニ從事シ品質稍外人ノ嗜好ニ適スルヲ得タルモ其産額寡ナキヲ以テ貿易ノ用ニ供スルニ足ラズ遺憾ノ余リ明治十一年自卒先シテ以テ一社ヲ結合スルニ至ル

結社
従來個人業トシテ營ミ來リシモスケテハ規模小ニ産額少ナク販路モ亦意ノ如クナラズ故ニ團結シテ相倚リ相須ケテ斯業ノ發展ヲ期スルニ如クナキヲ慮リ新ニ教師四名ヲ増聘シ工女拾式釜ヲ増シ稍組織ニ見ルヘキヲ告クルニ及ヒ近村有志者ヲ勸誘シ創メテ東英社ヲ組織スルヲ得團結心ノ未タ發達セザル時代トハ云ヘ其間ニ於ケル苦心ト辛勞トハ殆ント筆舌ノ外ナリキ而シテ當時ノ釜數僅カニ五拾有餘斯業盛況ノ今時殆ンド見ルヘキニアラザルモ其當時ニアリテハ斯界ノ模範トシテ稱揚セラレキ

閔伊助が器械製糸を開始する時期および器械製糸技術の導入過程は諏訪地方における器械製糸の展開過程とはほぼ軌を一にしている。すなわち、「明治九年製糸法ヲ伊國式ニ模シ」「汽罐ヲ設置シ富岡製糸所ヨリ教師二名ヲ聘シ」といわれるようにこれは「後に全国を風靡した諏訪型信州型の根源をなす」岡谷の間下⁽¹⁾に明治8年設立された百人挽の中山社をただちに模倣したものと思われる。

また、明治11年の「出願届」にその名が記載されている南真志野の閔利右エ門が明治18年の生糸共進会出品に際しそれに付した「生糸解説」(南真志野、閔利弘氏蔵)中の「業務沿革総説」には次の如く記されている。

「旧米ヨリ生糸製造ニ事センカ明治十年上州富岡ノ器械ヲ一覽シ之ニ倣ヒテ工女十人取器械ヲ設置シ製造ニ勉勵ス同十一年ニ至リ工女六人ヲ増加シ同業ト相謀リ東英社ト稱ス一社ヲ設置シ生糸良製ヲ一団トスル事ニ尽力シ盛大ナラン事ヲ專要トセリ同十二年横浜共進会ニテ四等褒賞ヲ賜ル同十五年ニ至リ社中

ト協議シ一層盛大ナラン事ヲ欲シテ水利ノ便ヲ謀リ工女二十人線ニ増加シ社中ト共ニ相互ニ検査方法ヲ設ケ生糸ニ改良ヲ加ヘシニ依リ年度ニ製糸高ヲ増加シ追々横浜売先ニ声價ヲ得同年ヨリ十六年ト好値段ニ販賣ス其年ノ相場ニヨルモノトイヘトモ十七年ノ如キハ十六年ヨリ大井ニ売先都合ヨク價格モ宜シキニ付テハ今後弥社中協議シ多額ヲ産シ盛大ナラン事ヲ望ム」

閔利右エ門にあつては「明治十年上州富岡ノ器械ヲ一覽シ之ニ倣ヒテ」器械を設置すると記されているが、同人が明治12年横浜共進会に生糸を出品するに際しての解説では「明治十一年炭火ヲ要スル蒸気器械ヲ模倣シ水車ヲ仕掛」「平野村中山社ヨリ女教師小松かねヲ雇入レ伝習」するとあり、中山式を模倣して明治11年に器械製糸を開始したとみるべきであろう。ともあれ湖南村の器械製糸は利右エ門の場合も中山社より女教師を招いて開始されているのであり、諏訪地方器械製糸の先駆平野村(現岡谷市)より遅れること1~2年で、それを模倣して開始をみたといえるであろう。そしてこのことは諏訪地方における器械製糸の伝播・普及過程からみても決して遅いものではなかった。

湖南村における器械製糸の開始が明治9年であったとすると、その2年後の「出願届」にはすでに14名が器械製糸を出願しているのである。14名すべてが明治11年に器械製糸を営んだかいは明らかではないにせよ、器械製糸の急速な普及をそこにみることができよう。

諏訪地方に「中山式」の器械製糸が普及するとき、すでに本稿のI、IIで述べた如く、労働力および繭を調達しうる基盤は諏訪地方に存在していたものといえるであろうが、さらに、製糸用器械はどのように調達されたかが明らかにされなければならない。湖南村においても、器械製糸が急速に普及したとするならば、製糸用器械が容易に調達されえた筈である。

製糸機械は手による線枠回転労働にかわって水車を原動力として糸取枠を回転させ、煮繭過程では七輪で炭火を用いて繭を煮るのにかわって、大釜で「湯を沸し、その蒸気をパイプで各挽子の煮繭鍋(陶製円形)と線糸鍋(陶製半月形)へ送るいわゆる蒸気前⁽²⁾の方法」をとるものであった。このような器械がいかに調達されたかを南真志野製糸業者金子長内家の「明治十一戊寅年器械諸入費帳 一月 金子長内」によって示してみよう。原動力としての水車は粉ひき等に小型のものは

南真志野においても使用されていたものと考えられ、水車動力の導入についてはとりたてて問題はなかったであろう。煮繭過程では先ず2石5斗入の大釜も在来技術によって製作しうるものであり、煮繭鍋、線糸鍋は陶製で、伊奈の赤羽根村に注文を出して調達し、蒸気を送るパイプは神宮寺の金物作に注文している。したがって製糸器械は、在来手工業技術を以てして製作可能という性格を基本的にもち、かかる手工業者が神宮寺村にすでに在住しているという諏訪地方の社会的分業の発展を基礎として、さらに、器械に必要な部品は、上諏訪町の商店で調達しうる範囲のものであったことが知られるのである。金子家の作業場は屋敷の一隅に建てられ、特に新たに敷地を求めする必要もなかった。作業場、器械一式、水車製作の手間を含めて、20人取器械が明治11年で120円ほどで設置されているのである。器械が在来手工業者の技術によって容易に供給しうる性格のものであったということは、器械製糸普及の基礎条件であった。そうであったとするならば、その基礎条件を利用しうる者はどのような性格をもつものであったであろうか。

湖南村の製糸業者の性格を個々に互って全般的に解明するには資料に欠け、ここでは閔初平家の経営のみを検討することにすが、それに先だつてなお湖南村の明治10年代の製糸業の展開をあとづけながら、そ

釜一式 2石5斗入	26円25銭	小島才一郎
水車材木	.96	
建 具	2.20	田辺の建具屋 繁 治 郎
銅の大桶、釜口	2.00	小和田の 銅 子 屋
フシコキ・ギリ・針がね	3.24	湯屋の大工
ガラス	1.35	表町 原田屋又右エ門
五分板、96枚	2.835	行倉の 岡 本 善 平
パイプ、20丁	26.00	神宮寺の金物作 矢 沢 修 作
小ばさみ金 22	2.10	
大 6		
パイプ取付手当	.75	
はんだ	.20	
器械一ヶ所、20人取場、 大棒18、材木手間供	34.00	神宮寺の大工 守 矢 磯 八
半月22、外法2尺2寸、 深さ2寸5分	5.00	伊奈の赤羽根 瀬戸物作 港 屋
丸鍋22、外法8寸、 深さ2寸5分		
馬子駄賃	.25	
針がね	1.35	町の丸角屋
材 木	4.25	竜雲寺・沢之丞
糸んとつ 2間	1.20	神宮寺の瓦屋
屋根板・竹・駄賃等	7.92	
総 計	120.640	

第18表 器械製糸業者の変遷

		明治9年 所有耕地	明治21年 所有耕地	明治36年 所有耕地	明治12年2月 釜 数	明治13年 釜 数	明治16年 釜 数	明治26年 釜 数
○ 閔 伊 助	北真志野	142.14	124.09	181.15	18	18	40	46
○ 金 子 長 内	南真志野	222.07	141.03	225.09	20	20	25	30
○ 閔 初 平	"	200.21	157.14	202.24	10	10	13	39
○ 閔 利 右 門	"	108.13	136.10	214.09	(16)	17	18	40
○ 牛 山 保 藏	大 熊				12	16	25	34
○ 藤 森 富 左 門	北真志野	230.11	154.00	348.05		12	15	
○ 藤 森 庄 兵 衛	"	198.27	181.28	190.24		12		
○ 金 子 寅 吉	"	219.09	235.26	141.23	20	15		
○ 金子治郎右エ門	"	92.12	329.02	400.25	20			
○ 増 沢 源 之 丞	大 熊	119.28	106.12					
○ 金子吉右エ門	南真志野	3.09				5		
○ 閔 兼 藏	大 熊							
○ 藤 森 甚 太 郎	不 明							
○ 宮 坂 平 吉	北真志野				10	10	15	
○ 藤 森 甚 右 門	不 明							
○ 閔 喜 平 次	南真志野	47.28	8.27	23.19		5	14	
○ 藤 森 銀 左 門	"	21.18	10.06	12.23		4		
○ 閔 軍 藏	"	39.03	27.00			4		
○ 遠 藤 元 右 門	不 明						11	

の性格を考えてみよう。

湖南村において器械製糸が開始されるのは前述のように明治9年頃であるが「信濃蚕糸業史」(長野県統計書)によって10年代の湖南村の製糸業者をみると、明治12年には「拾人取以上」の製糸業者のみしか知りえないが、その数7名、うち6名が11年の器械製糸出願者である。しかしそこには明治11年には16人取の器械製糸を営んでいたとみられる南真志野の関利右エ門の名は見出されない。したがって、すくなくとも明治12年には、湖南村に「拾人取以上」の製糸業者は8人はいたものといえよう。

明治13年には釜数10釜以上は9名、その他は5釜以下で4名計13名の製糸業者が見出される。そのうち明治11年の「出願届」に記載されている者は9名である。したがって若し11年の出願者がすべて製糸を営んでいたとするならば、すでに明治13年までに5名は廃止したことになる。もっとも、このうち、大熊の増沢源之丞は大熊の牛山保蔵の、当初から否かは明らかにしえないが、明治30年前後まで共同経営者であることから、前記の書中に名前が見出されないことも考えられるのである。したがって、それを考慮してもすくなくとも4名は廃止したとみられるのに対し、11年以降13年までに、新たに営業を開始したとみられる者は4名である。

明治16年には10釜以上の製糸業者は9人、うち明治11年の出願者は6人に減じ、また、13年から16年の間に新たに営業した者は1名に過ぎない。10年後の明治26年までには製糸業者は5名に減ずるが、いずれも明治11年の出願者であって、この10年間に新たに営業して26年にも営業している者は見出せない。明治26年のこの5名のうち4名は一応今次大戦により彼等のつくる株式会社東英社の解散するまで残っているのである。

以上のように、明治10年代は、湖南村では製糸業の新設、廃止の大きな変動をみせているが、特に明治15~6年以前ではそれが激しく、それ以降では新規に営業を開始する者はほとんど見出せず、また既存の製糸業者も多くは淘汰されるのである。したがって、湖南村としては明治12年の釜数110より明治16年までに174釜に増加するが、明治19年にはかえって減少をみせ、明治26年で、16年水準をわずかに凌ぐ189釜となっており、結局湖南村の製糸業が全体として急速に発展するのは20年代後半からであった。もっとも、明治10年代においても、明治26年まで経営を続けて

いる関初平、金子長内、関利右エ門、関伊助、牛山保蔵は釜数を増加させていたのである。

かかる製糸経営の変動は生糸生産費中に占める80%にも及ぶ繭価格および生糸価格の極めて大きな変動により、総じて開港後市場条件が有利に展開されながらも、極めて不安定な生産条件にあり、零細な資金を以ては、その変動を乗り切ることが出来難かったものから生じたといえよう。その変動の下において、生産を続行しうるには金融の大小が左右するのである。その金融条件の基礎となるものは明治初年の製糸業においても土地所有である。そこで明治10年代の製糸業者の土地所有の状態を検討すれば次のことが知られる。

第1に明治11年の器械製糸出願者14名のうち、南北真志野で10名を占めている。そのうち8名は南北真志野としては上層の1~2町規模の土地所有者である。また明治12年以降に製糸を開始した5名のうち3名は南真志野で、他は村内のいずれの村落かは不明であるが、その3名の土地所有規模は5反前後で、南真志野としては中位の所有規模であった。すなわち、南北真志野で先ず器械製糸を営もうとしたか、あるいは営んだ階層の主力は1~2町の土地所有者層であり、このうちに明治26年まで製糸を営む者が残り、5反以下の階層はいずれも10年代前半で廃止している。

第2に製糸業者の土地所有規模の明治9年と21年の変化をみると次のことが明らかにされる。明治26年まで製糸を営んでいる南北真志野の4名中関伊助、金子長内、関初平の3名は、長内の8反余を最高に耕地を減少させ、関利右エ門のみ増加している。その他藤森富左エ門、藤森庄兵衛、増沢源之丞も若干減少している。それに対し、金子治郎右エ門、金子寅吉の2名は耕地を増大させているが、この2名は明治16年までに製糸業から手をひいているのである。特に金子治郎右エ門は明治12年には湖南村で最大規模に属する20釜を経営しながら明治13年には廃業しているのである。このことは明治10年代において、1~2町の土地所有者に、土地所有規模の拡大か製糸業かの選択を許す条件が存在していたことが推測されるのであり、製糸業を選択した者は、関利右エ門を除きいずれも土地所有規模を減少させたのであり、製糸を廃止したものは土地所有規模を拡大する傾向が認められるのである。この土地所有への傾斜、いかえれば不安定な、投機的性格をもつ製糸業に対して安定した、確実な土地所有への依存は、湖南村において明治10年代に最

大の土地所有者である北真志野の中沢磯右エ門(明治9年耕地10町1反4畝)、中沢佐金治(同、6町9反8畝)、金子治左エ門(同2町7反8畝)等は製糸業には手を出していないことに示される。すでに矢木明夫氏も指摘しているように(「日本近代製糸業の成立」252頁)幕末期までにすでにかなりの、すなわち湖南村ではほぼ3町歩以上の土地を保有していた地主層は不安定な製糸業には進出しなかったのである。また、中沢磯右エ門は横浜生糸取引にも従事する商業活動を広く行っており、前期的商業資本として大規模に活動する場合にも製糸には進出していないのである。中沢佐金治は明治21年に8町1反に耕地所有規模を拡大する。明治13年に製糸を廃業する金子治郎右エ門は明治9年の9反2畝から明治21年の約3町3反へと同じく拡大するのである。

第3に、明治21年から明治36年にかけて、先に耕地を減少させた製糸家は旧規模には復するが、それを遙かに超すものではない。明治20年代後半から30年代は製糸資本の確立展開期であるが、製糸資本としては土地を集中する運動をみせていないとみるべきであろう。この間、明治21年には9年に比し耕地の減少がみられた藤森富左エ門は製糸業を廃し、明治21年の1町5反から、36年の3町5反へと耕地所有規模を拡大し、明治9年の2町3反を大きく凌駕する。耕地を増加させてきた関利右エ門も、明治30年前後には製糸を止めて、さらに土地を集中し、明治21年の1町3反5畝から36年の2町1反4畝へと拡大したのである。すなわち、製糸資本として確立する者は土地所有への依存は弱く、これに対し、製糸を廃した者は土地所有規模を明治21年以降においても拡大し、土地所有に依存しようとするのである。

第4に、明治12年以降南真志野で4~5釜の製糸を開始したと思われる5反以下層の3名は明治21年までには製糸を廃しながら、いずれも土地所有規模を減少させ、さらには明治36年においても明治9年の旧規模に復してはいないのである。又、明治11年の出願者中、南真志野では最も零細土地所有者であった金子吉右エ門は、明治13年には5釜を経営しているが、明治21年までには土地をすべて失って湖南村から移転している。すなわち器械製糸を継続・発展させる為には、明治10年代において、すくなくとも1町歩の耕地を所有していなければ、繭価格、生糸価格の変動に耐えることは出来なかったとみてさしつかえないであろう。すでに明らかにした如く、明治11年に20釜の

器械製糸を開始する為の設備資金は120円程であったとすれば、5釜、10釜の設備資金の調達は、当時においても、無尽等により、零細土地所有者にあっても不可能ではなかったであろう。しかし、繭購入資金の手当、さらには価格変動への対応は、1町歩以上の土地を所有するにいたっている資産家でなければ可能ではなかったのである。

器械製糸を営業するにあたって土地所有のもつ意味は、土地所有の大小が資金調達力の大小を規定することにあつた。特に、明治10年代前半において、製糸規模も小さく、技術的にも総じて未熟で、品質も不等であり、かつ繭価、糸価が大きく変動する事情の下では担保となりうるものは土地のみであった。さらに土地所有が村落支配の基礎として機能しうる状況にあつては、村落内部からの繭購入、労働力調達においても、零細土地所有者より有利な社会関係をもっていたといえるのである。

さて、湖南村においても上述の如く1~2町土地所有者層が器械製糸業に着手し、マニュファクチュアとして富裕化するのであるが、その一部は早期に製糸を廃して土地所有へ傾斜する。その両者の差異が何に基くものであるかはなお今後の検討にまたなければならぬが、製糸を続ける関伊助、金子長内、関初平(関初平の妻の父)は各種の商業活動に従事していたことはしられるのであり、商人的経験の有無が器械製糸を発展させる一要因ではなかったかと考えられるのであり、すくなくとも、土地所有規模の同一性という土地所有者資格のみでは器械製糸業者の性格を明らかにするには不十分であり、かかる土地所有にいたる過程が明らかにされなければならないであろう。

(2)

明治10年前後に、湖南村においても器械製糸が開始されるが、それがいかに経営されたかを以下関初平家の事例によって明らかにしてゆこう。ここでの力点は次におかれる。すでに述べたように、明治10年代の諏訪地方において、器械製糸を開始するに必要な労働手段を供給しうる社会的分業の発展と労働力、繭の商品への転化の社会構造が形成されていたとするならば、それらを統一してマニュファクチュア経営を発展させるに必要な資金関係、資本蓄積過程を明らかにすることであるが、もとより、この点についても、資料的制約によって不明の点が多々あることはまぬかれえない。

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(III)

単位 円	第 19 表 明治 10 年代 関家製糸経営概括表												
	明治20年	明治19年	明治18年	明治17年	明治16年	明治15年	明治14年	明治13年	明治12年	明治11年	明治10年	明治9年	明治8年
費用総計	7529F8375	5050F2855	3300F632	3089F240	1051F1824	1769F5292	2229F319	1739F0474	1293F218	1207F309	346F3490	370F8129	131F0768
蔵仕入計	6475.5285	5050.2855	3300.632	3089.240	1051.1824	1271.7816	1781.9790	1384.4604	1027.517	946.139	264.3840	310.6089	131.0768
費用計	1054.309					497.7476	447.340	354.587	265.701	261.170	81.965	60.204	
内訳	487.771					151.080	200.000	127.577	100.000	142.959	31.6099	31.6099	
米	201.026					85.000		90.000	60.000			8.00	
薪	121.750					90.000	115.000	54.675	40.000	40.885		16.15	
金	95.024					50.000	50.000	80.735	24.711	60.000	81.965	4.4441	
利	148.738					121.6676	82.340	1.600	10.000	7.826			
入	△					△				9.500			
その他													
売上総計	7472F8356	6513F569	3814F624	3722F50	1310F80	1708F63	2288F59	1878F995	1453F218	1135F754	458F75	611F98	419F3458
買米(買)									691.5匁	200匁	*3匁506匁	*2匁305匁	*9匁130匁
器械糸(買)	181F326匁	144匁176匁	110匁765匁	109匁444匁	34匁972匁	28匁136匁	31匁466匁	26匁10匁	28匁635匁	24匁197匁	9匁391匁	9匁245匁	**8匁600匁
買米(円)									30匁99	7匁114	114匁917	121匁459	222匁683
器械糸(円)									1367匁675	994匁291	343匁833	480匁004	191匁1311
副産物(円)									54匁553	134匁349		10匁517	5匁5317

注 1) *は提糸である。 **は「大宝恵」で「生糸」と記されているものである。

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(III)

関家が器械製糸を開始するのは明治11年で、それをすすめた関初平の出自をみると、初平は、南真志野の西沢の中農藤森銀治(明治9年耕地1町1反所有)の次男で、西沢の関忠平の養子となっている。初平が忠平の養子となった年次、あるいは養子先の忠平の家の性格は明らかでなく、壬申戸籍によれば、養父忠平は明治5年以前に死亡している。初平は関初右エ門の二女をめとるが初右エ門が明治7年51歳で死亡した後初右エ門家を継ぐこととなる。初平26歳のことである。それまで初平がどのような仕事に従事していたかは全く不詳である。初右エ門は、出釜、生糸仲買を初めとして、各種の商業活動を行なっているが、初右エ門の死後、初平が、初右エ門の事業をどのように引継いだか明らかではないが、金銭貸借関係はかなり整理し、製糸に力を注いでいくようである。しかし、そのことが初右エ門と初平の非連続性を意味するかどうかはなお検討を要する点であろう。製糸関係で初平が記し始めた文書としては現存しているものは明治8年の「細糸 大宝恵成六月吉日」からであり、以下それに続いて明治12年6月「仕入帳」、明治16年7月「大宝恵」、明治20年1月「仕入大宝恵」によって初平の製糸経営の発展を示せば次の如くである(第19表)。初平家の経営において画期をなすのは明治11年の器械製糸を開始した年である。この年は生糸生産量が飛躍的に増大した年であり、また、この年より買糸がほとんどなくなるという意味で、まさに画期的な年であ

った。この点を仔細に検討してゆこう。

明治11年以前についてみると、初平の製糸経営は糸量よりみれば、ほとんど変化がみられず、9貫前後である。しかし、この時期の製糸経営がどのようなものであったかは明らかではないが、明治9年には「ぜんまい」を購入しており、「色々器械道具」として4円44銭4厘1毛と記されている。また同時に初平は「ぜんまい」を金子長内他3名に一丁ずつ貸している。この貸しが代金の貸付か、現物の貸付かは明らかではない。この年には糸取賃が31円余、すみ代8円と記されているところからみて、出釜もなお一部行なわれていたかもしれないが、初平家の作業場で「ぜんまい」を以て生糸が生産されていたことは確かである。そして明治8年には「提糸」と「生糸」と記されているものが、翌年には「提糸」と「器械糸」と記されており、「ぜんまい」を以て生産されたと思われる生糸を「器械糸」とよんでいる。そして「提糸」より「器械糸」は9貫目につき40円高の470円で湊村の浜半平に売られている。明治8年、9年の提糸がどのように仕入れられたかは「大宝恵」には記されていないが明治10年には3貫496匁を61円96銭5厘で仕入れており、その仕入先は南真志野の者であった。しかし、この仕入量は、明治8年の9貫目に対し、明治9年は約2貫、10年は約3貫500匁と大幅に減じており、明治9年は初平の経営において、まさにマニファクチュ

第 20 表 A・明治 8 年、9 年 蔵購入・糸売上

	蔵 購 入		糸 販 売			
	仕入先	価 格	種 類	数 量	価 格	売 先
明治8年	7月6日~13日	38円1218	提 生 糸	9匁130匁 8匁600匁	222.683	浜半平
	8月2日~13日	67.7738				
	8月21日~25日	8.9388				
	10月4日					
明治9年	7月2日~21日	71.9083	器 械 糸	3匁514匁 371匁	142.512	神戸千野 常蔵
	8月6日~13日	99.2375				
	8月13日					
	8月15日~24日	96.9823				
	8月15日~16日	18.9475				
	9月12日					
10月4日		器 械 糸	5.713 1.934	手付金 50.00	浜半平 浜半平	
				394.936	"	

* 地春繭には、手作分を含みず。

アへの脱皮過程を示すものといえるであろう。

さて、11年以前の初平の経営において資金がどのように調達され運ばれたかについてみてみよう。明治8年は繭仕入高のみ記載されておりそれは、131円であった。この年は「提糸」を10月4日に9貫130匁、222円68銭3厘で浜半平に売却するが、うち「御改料」66銭8厘を差引いて22円1銭5厘を請取、200円を10月30日迄貸している。また「生糸」8貫600匁、191円1銭は売却月日、代金受取り月日が記入されていないが、「大宝恵」によれば8月20日以前には生産されていないので当然、売却はそれ以降であったろう。ところで繭の仕入では、地春繭を7月6日から13日までに38円、8月2日から13日までに洗馬方面で67円70銭、8月21日から25日までに地夏繭を8円93銭買付けている。繭購入月日からみると、繭購入資金には糸売上げ代金は充当されていない。糸を販売するのも10月に入ってからであり、その代金がすべて入手されるのは10月下旬であった。したがって、繭購入あるいは糸仕入資金は、自己の手持資金か借入金によったものと考えられる。明治7年1月6日付で「大宝恵」によれば借入金惣計が255円となっており、それがどのように利用・返済されたかは不明であるが7年の12月27日に初平の実家である藤森宗治、北真志野の金子次郎右エ門より25円と15円を借入しているだけである。明治9年3月には大熊の藤森兵左エ門より50円、5月16日に神宮寺の笠原庄左エ門から70円借入してさらに、12月に65円を福島耕地の者および「組ノ」藤森治作から借り受けている。

この借入の時期では、特に繭、糸仕入の時期とは一致せず、むしろ年末か、3月頃に借入しているのである。もちろん、この借入金が繭、糸仕入や糸取賃に充当されないとはいえないが、それは明らかにしえない。しかし、明治9年には、金利を16円15銭7月より9月迄の間に支払っており、それが費用に計上されていることからみて、繭、糸仕入のための資金借入がなされていたものと推察されるのである。

さて、明治9年は前述のように「ぜんまい」が購入され「器械糸」が生産された年である。この年の繭の仕入高は310円であり、それは、前年に比し2.2倍余の仕入額である。もっとも9年には糸仕入量が減少しているため、必要資金量としての絶対額の大小を両年について論じえない。この年は、7月に春夏地繭を73円仕入、8月6日から13日に塩尻方面へ105円持参して買付に行き、さらに、8月15日から24日まで松

本に120円持参して仕入に出向いている。このように8月に引続いて二度繭仕入にゆくことは、この年の糸売上げと関係があるものとみられる。すなわち、9年の8月13日までに器械糸3貫514匁と提糸371匁を神戸の千野常蔵に出荷し、代金156円余を受取っている。また9月12日には器械糸5貫713匁提糸1貫934匁を浜半平に出荷し手付金として50円受取り、10月3日に全額入手している。したがって、8月13日に受取った糸売上代金は、8月15日以降の松本方面の仕入資金に充当されたとみられるのであり、資金回転期間のこのような短縮は、生産規模拡大、マニユファクチュア成立の条件を準備してゆくのである。

しかし明治10年には、10月14日に買糸3貫496匁を四賀村の北沢幸八に、10月25日に宮川村の浜房次郎、五味友左エ門に器械糸9貫391匁を売却しており、

第20表 B・明治11年・繭購入・糸売上

日付	仕入先	価格 円	生糸横濱 出荷量 貫 匁	為替金	
				円	円
6月27日~ 7月20日	地春繭	*357.895	5.547		
8月7日					
8月8日~ 13日	松本夏繭	191.04			
8月13日					130.00
9月6日~ 16日	松 本	339.326			
9月12日					120.00
9月23日			8.047		50.00
9月26日					200.00
10月20日					200.00
11月5日					
11月6日			9.112		
11月27日			811		
12月2日					50.00
12月25日					150.00
12年1月8日					60.00
計		888.225	23.507		960.00

* 手作分を除く。

売却は10月に行なわれたのみで販売量も9年とほとんど変化がないのであるが、10年になると借入金額は、「大宝恵」に記されている限りでは3月から7月迄に8件147円となり、年末に借入する金額が減少し、繭仕入資金の借入という性格を増すとともに、それは50円、30円という額のみではなく、2円、5円の零細資金を借受けている。

明治8年9年10年の3年において、初平の経営は毎年剰余が生み出されていたものと推量される。こ

の3年間で費用が比較的明らかなのは明治9年であるが、この年には、糸仕入代金が不詳であるので、買糸売上げを除いてみても、この年は120円ほどの利益が生み出されており、明治10年は繭・糸仕入を除いて、その他費用は不明であるが、買糸のみで33円、そして、明治9年と器械糸生産量はほとんど差がないので、その費用を用いて計算すれば製糸による利益は20円弱で計53円ほどの剰余があったものと推定される。それに自家農業所得、小作米収入を加えれば、この時期の初平家では製糸器械を設置に必要な資金の蓄積はなされていたと考えられるのである。しかし、明治11年器械製糸を開始した年には、繭購入金額のみで3倍以上に増加しておりその資金的手当がどのようになされたかが問題である。

明治11年の繭仕入、糸販売状況によれば、春地繭仕入は手作分を除いて約350円と前年に比し急増するのである。8月7日に横浜への第1回目の出荷をなし、8月13日に為替金を130円受取っている。しかし、すでに8月8日に松本に241円を持参して繭買におも

むいており、8月13日に掃村している。したがって、春地繭買入資金と松本への買入資金の計630円余が先ず調達されていない筈である。これについて明らかにはしえないが、すくなくとも次のことが知られる。「大宝恵」では明治11年には4月22日に3円借入れていることが記されているのみである。もっとも「大宝恵」に記されている借入金の性格は、明らかではなく、実は「大宝恵」に記入されていない借入金があることは明治10年代後半の「大宝恵」「歳内大宝恵日記」「仕入大宝恵」を検討する限り明らかである。それゆえ、明治11年に借入金がなかったわけではなく、「細糸大宝恵」には7月より9月迄分金利、60円と記入されており、これは明治9年の金利16円の約4倍にのぼる額であり、むしろ、この年には大量の借入がなされたとみるべきであろう。この借入先についてはなお不明である。しかし、明治11年の糸売上高は、ほとんどすべてが為替金で受取っており、通常、浜借用をしている場合には、借用分が差引かれて、その分だけ為替金が送られるのであるから、この年には

第20表 C・明治12年繭購入・糸売上

日付	繭 仕 入		糸 売 上		借 入 金	
	仕入先	価格	買 目	為 替 金	借入先	金 額
6月22日					茨沢商店	300.00
6月21日~7月5日	地春繭	*314.94				
7月12日				1.940		
7月23日						65.00
7月29日	地夏繭	50.00				
7月31日				5.149		
8月1日						165.00
8月2日						50.00
8月2日~6日	松本夏繭	240.40				
8月10日						30.00
8月5日~9月11日	地夏繭	111.797				
8月21日				3.605		
8月26日						70.00
9月5日						200.00
9月6日~11日	塩尻秋繭	195.69				
9月20日				9.570		
9月28日	甲 州	60.60				
10月8日						40.00
10月22日						15.00
11月28日				9.381		426.50**
計		973.427		29.645		847.982
						530.00

* 手作分を除く。

** この販売先は高遠の藤森源五左エ門である。

横浜問屋の前貸はおこなわれなかったものとみてよいであろう。浜借用がなされなかったとすれば春繭仕入資金は自己資金以外に、近在の農民からかなりの借用がなされていたものと考えらるべきであろう。

明治11年器械製糸を開始するにあたって、資金関係はこれまで述べた以上のことはさしあたって明らかではないが、資金関係として重要な点は10年迄とことなり横浜問屋との取引が開始されたことである。これは後述の製糸結社「東英社」の結成により、その社長の関伊助を通じて横浜取引が行なわれるようになるのであり、浜借用がなされたとしても関伊助を通じて組合員に融通される。したがって伊助が横浜との関係を取りしきっていた為に、浜借用が初平の「大宝恵」には記載されなかったことも考えられるのである。このことは、横浜へ出荷した場合、その問屋がどこであったかも初平の「大宝恵」に記されておらず、明治12年の「覚書」により洪沢商店と取引があったろうことが推測される状態である。

さて初平の経営では明治11年をさかいとして、生産した生糸は12年に1度の例外があるだけで、すべて横浜へ出荷され、代金は為替で決済されるという転換が生ずる。これによって資金回転期間が短縮され、繭購入に販売代金が充当されることによって購入量は増加し、さらには、秋繭購入を可能とし、稼動期間を延長することになるのである。

このように横濱出荷、為替決済、浜借用が行なわれるようになったことは、器械製糸マニユファクチュア発展にとって必要条件であったにせよ、この条件は、零細マニユファクチュアの形成当初においては、製糸結社を結成することによって初めて満たされるのである。湖南村において製糸結社東英社が成立したのは、関初平、金子長内、関利右エ門が器械製糸を開始するその年であった。製糸結社は共同出荷により荷口を大量・統一化して、横浜問屋との直接取引を行ない、資本回転速度を早め、共同保証による横浜問屋からの繭購入資金の導入を可能とするのである。湖南村を中心とする東英社の成立については、先に引用した関五助の「製糸・関スル履歴及事蹟」に記載されているが、その後の変遷を同じ資料によって示せば次の如くである。

「東英社

東英社ノ結ハレテヨリ推サレテ社長トナリ社員ト
圍リ左ノ事項ニ努ム

一 生糸製造業ノ改良発達

一 業務ノ拡張

一 蚕種ノ改良及養蚕法ノ改善

其後ノ経歴

爾来伊助ハ公私両面に立チテ孜孜經營シ米リシカドモ斯業上ノ智識未ダ幼稚ナル時代ナレバ或ハ原料ニ土地ニ水利ニ其他不測ノ原因ヨリ種々ノ障害ヲ来シ加ヘ商海ノ波瀾ハ痛ク經濟界ヲ製ヒ来リテ為メニ云フヘカラザル逆境ニ陥リシ事屢ナリシモ毎ニ忍耐ト着実トヲ旨トシ急進ヲ避ケツソ衆心ヲ繫キ幾多ノ変遷ヲ経テ左述ノ発達ヲナセリ

発達

- 明治十一年結社 社員四名 釜数五十二
- 明治十四年 社員十名 釜数百九十
- 明治十五年 社員四名 釜数九十六
- 明治十八年 社員十名 釜数百八十
- 同年 共同揚返場及社事務所新設
- 同年 農商務省東英社商標登録
- 明治十九年 社員六名 釜数百廿五
- 明治廿一年 社員六名 釜数百四十七
- 明治卅年 社員七名 釜数百八十七

爾来逐年増釜

- 明治四十三年 社員七名 釜数六百六十四

右ハ其経歴ノ梗概ニシテ該社長トシテ其間ニ於ケル經營上惨胆タル苦楚ハ又云フヘカラサルアリ殊ニ明治十四年ノ如キ因ラズ横濱港ニ於ケル外人トノ間ニ貿易上ノ紛糾ヨリ数日間販路ヲ鎖サレシタメ非常ノ失敗ヲ被リ殆ント当社ヲシテ瓦解ノ姿ニ立到リシモ此間ニ処シテ堅忍不拔ノ精神ヲ以テ社員ノ勸奨ニ勉メタルヨリ一同奮テ更ニ社則ヲ改正シ生糸検査ノ方法ヲ徹ニ製糸ニ一大改良ヲ加ヘ依リテ以テ年々産額ヲ増加シ従テ横濱糸場ニ稍声價ヲ得ルニ至レリ然ルニ明治十八年ニ至リ俄然価額ノ暴落ヨリ被ムリシ損害ハ実ニ多大ニシテ或ハ脱社ヲ申出ツル者多ク致ニ於テ更ニ一層ノ奮発心ヲ起シ社員ノ団結心ト本社ノ維持トニカメタリシガ遂ニ四名ノ社員ト五拾五釜ヲ失フニ至リ一時衰頽ノ淵ニ陥リシモ五名ノ社員ト和衷協同極力斯業ニ尽瘁シ以テ十九年度ニ於ケル効果ヲ見ルニ至レリ其後明治貳拾三年ノ如キ失敗ヲ来タセシ事アリシモ艱難ハ却テ将来ノ良師友タルノ古言ニ徴シ一年一年ニ得タリシ經驗ハ益々不屈不撓、志操ヲ鞏固ナラシメ益々製糸ニ改良ヲ加ヘ漸次釜数ヲ増加シ明治二十九年度釜数貳百八十七産額五百有餘相ニ及ブ

製糸結社東英社の機構と機能については、紙数の関

第20表 D・明治14年繭仕入・糸売上

	繭 仕 入		糸 売 上		借 入 金	
	仕 入 先	価 格	買 目	為 替 金	借 入 先	金 額
5月24日		円			銀行	200.00
6月10日					銀行	200.00
6月23日~7月20日	地 春 繭	682.91				
7月27日			11把	240.00	糸前借	200.00
8月2日						
8月5日						
8月9日~12日	松 本	471.85	9把			
8月10日					糸前借	100.00
8月13日~23日	地 元	247.06				
8月14日			6把			
8月17日				17.00		
8月18日					糸前借	200.00
9月2日			9把	50.00		
9月2日~12日	地 元	39.00				
9月7日				210.00		
9月15日	地 元	221.16				
9月27日			14把			
10月2日				100.00		
11月5日				50.00		
11月30日						80.00
12月8日				50.00		
12月14日				5.00		
12月24日						100.00
15年 1月22日				100.00		
1月31日				100.00		
計		1,661.92	30貫988	922.00		1,080.00

係上別稿に予定せざるをえないので、関初平の経営に關係させてみると、初平は東英社結成当初からのメンバーであった。このメンバーは北真志野の関伊助を中心として、他に南真志野の金子長内、関利右エ門であったと推測される。明治14年迄に6名、メンバーは増加するが、その氏名は明らかではなく、この6名の加入者は引用資料に述べられているように「横浜生糸預所事件」により打撃を受けて脱退し、当初の4名が再び残るのである。ここで明治12年以降の初平の経営の資金繰を示して、明治14年・15年頃の経営のあり方、打撃の蒙り方を探ってゆこう。

明治12年に初平は繭購入資金として洪沢商店の前貸を300円受け、春地繭購入額は360円となっている。そして7月12日に出荷を始め、7月23日より8月2日迄には為替金280円弱を4回にわたって受取り、8月2日から6日まで250円を持参して松本に繭仕入に

出向いている。又9月5日には、関伊助を通じて200円前借し、為替金とあわせて約270円持参して9月6日より11日迄塩尻方面に繭買におもむいており、この年は浜借用と為替金によって繭を春夏三度にわたって、総計1027円買入れるという資金の回転を示しているが金利として24円を支払っているに過ぎない。そしてこの年および13年は「大宝恵」では借入がなされていない。

さて明治13年は5月28日、6月27日に100円と、400円を関伊助より10月30日迄借用しているが、これが浜借用であるか、銀行よりの借入であるかその先は記されていない。この年春地繭仕入額は500円台にのぼり、夏・秋蚕の仕入資金は売上代金を以て充当し、総計1384円を仕入れている。明治14年には5月24日と6月10日に各200円を関伊助を通じて10月30日迄銀行より借入しているが銀行名は記されていない。

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(III)

第20表 E・明治16年繭仕入・糸売上

	繭仕入		糸売上		借入金	
	仕入先	価格	買目	為替金	借入先	金額
7月16日		円		円	岩波辰吉	円 300.00
7月13日~17日	地元	388.23	10把	150.00		
8月3日						
8月13日~17日	地元	59.48				
8月15日~20日	松本	279.89				
8月15日					浜直吉	50.00
8月18日			11把	175.00		
8月21日~9月5日	地元	167.09				
8月25日				54.00	糸前借	50.00
9月5日			5把	35.00		
不詳	作久郡	76.46				
9月22日				230.00		
9月28日			5把	20.00		
10月9日				180.00	糸前借	20.00
10月12日				20.00		
10月22日				60.00		
10月23日				50.00		
12月3日				100.00		
12月7日				100.00		
12月9日				60.00		
12月22日						
計		971.15		1,234.00		420.00

そしてこの年の6月23日より7月10日まで地春繭を780円仕入れ、8月9日から12日に松本方面に458円持参して仕入れているが、この年には、7月27日為替金240円を受取ってより9月2日まで為替金収入はほとんどなく、その間8月2日、10日、18日の3度にわたり、500円を「糸替七分前借」している。この前借は松本仕入資金と、地「後繭」仕入247円に、7月27日の為替金とともにあてられたものと思われる。しかし売上金回収が遅れ、秋繭の仕入が制約され272円にとどまってしまうのである。そしてこの年の12月と1月1日には南真志野の金子源五郎、田辺の伊藤長右エ門の両名から100円と200円、それぞれ借入していることが、明治14年に始まる「大宝恵」に記載されており、この年以降この「大宝恵」に記載される主として村内よりの借入金が増加し、資金繰の苦しさを示してくるのである。この年には関伊助を通ずる出荷費用・浜借用金利は82円34銭、その他の金利が50円で計132円余の出荷費用と金利負担にのぼり、経営も赤字になる。

明治15年には、上諏訪銀行より450円の融資を10

月30日迄受け、春繭仕入高は明治14年と大差ない734円であるが、この年も売上がはかどらず、村外へ夏繭仕入に向かぬのはこの年のみであり、秋繭も仕入れていない。結局為替金が入ってくるのは大半が11月に入ってからであり、浜借用も8月7日100円と8月23日50円の2回のみであり、この年の12月には北真志野の地主中沢佐治より100円、大熊の藤森半右エ門から50円を借り、先にあげた田辺の伊藤長右エ門の200円を延長しており、いずれも2割の高利を支払うにいたっている。その他の者からの借入もなされていたこともあって、金利および関伊助への諸雑用口銭負担は170円に達し、糸取賃を超過する負担となっているのである。

かくして、明治16年には、春繭仕入資金は銀行からも、横浜からも融通されず、春地繭仕入は465円(内手作分77円)に減じ、村民よりの繭代金の借りあるいは延払が増加するのである。この年も為替金の初の受取が8月3日の150円となっており、8月下旬以降、為替金の収入はあるが、それは主として繭代金の借りと延払の支払にあてられ、仕入には多く充当されず、

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(III)

第20表 F・明治17年繭仕入・糸売上

	繭仕入		糸売上為替金	借入金	
	仕入先	価格		借入先	金額
6月1日		円	円		
6月19日				上諏訪銀行	円 530.00
6月20日~23日	甲州	128.65		"	200.00
6月29日~7月25日	地元	831.07			
7月8日			130.00		
7月22日			107.00		
7月29日			10.00		
7月30日			400.00		
8月9日			250.00		
8月10日			25.00		
8月4日~13日	地元	88.65			
8月14日~21日	松本	844.88			
8月14日				浜直吉	150.00
8月21日				糸前借	100.00
8月26日			275.00		
8月27日				糸前借	100.00
8月21日~10月3日	地元	750.47			
8月31日			245.50		
9月5日			15.00		
9月6日			360.00		
9月14日			200.00		
9月16日~21日	塩尻	339.12			
9月19日			30.00		
9月21日			30.00	糸前借	30.00
9月24日			45.00		
10月3日			120.00		
10月6日			50.00		
10月30日			50.00		
11月5日			250.00		
11月5日			50.00		
12月1日			40.00		
12月4日				波多野氏	100.00
計		2,982.84	2,682.50		1,160.00

明治16年の繭仕入高は1050円と明治11年、12年水準に低落する。しかし繭価の下落もあって生糸生産量は35貫と、11年より10貫は超えている。

明治16年には地春繭を7月13日から8月7日まで、主に7月19日までの期間に約400円仕入るのであるが、その資金は、繭代金の借用、延払によるのみではなく、下金子の金貸岩波辰吉より7月16日に300円を一応10月30日限り、利子2割7分5厘の高率で借り受けており、この時地所を書入れている。いま「歳内大宝恵日記」によって明治16年以降21年までの(19

年は資料欠除)月別の借入金高を示すと(第20表)、16年には、借入総額1037円の60%が7月に集中している。11月を除いては毎月何がしかの借入れがなされているが、これは日常の零細な貸借も含まれており、件数としては、初平の実家の藤森宗治より租税公課、日常物資の立替が多く、または商人からの買掛も含まれているが、このような関係はかなり広範囲の人々にわたっている。この年には、横浜よりの「糸前借」は8月25日の50円、10月9日の20円の計70円に過ぎなかったのである。したがって、地繭以外の仕入れも

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(III)

第21表 月別借入金額および件数

		明治16	明治17	明治18	明治20	明治21
1月	金額	40.40	43.83	0.50	1.177	35.00
	件数	1	7	1	1	1
2月	金額	12.88	45.22	30.00	160.00	105.00
	件数	6	3	1	2	4
3月	金額	50.346	60.20	150.57	57.00	100.684
	件数	10	4	3	8	4
4月	金額	15.64	5.40	21.805	165.64	185.00
	件数	7	5	8	11	5
5月	金額	15.	75.283	0.00	740.946	717.681
	件数	4	9	0	6	11
6月	金額	6.50	575.055	321.00	250.50	997.225
	件数	3	3	2	6	7
7月	金額	608.7265	20.33	468.4	2323.157	970.00
	件数	18	2	10	55	13
8月	金額	133.124	378.134	584.25	755.008	575.891
	件数	7	9	8	8	6
9月	金額	18.21	31.00	365.43	62.00	57.58
	件数	6	2	11	3	5
10月	金額	111.00	33.70	4.584	5.25	0.00
	件数	4	5	2	6	0
11月	金額	0.	105.60	32.80	287.252	2.105
	件数	0	3	4	6	0
12月	金額	25.8299	251.233	450.00	90.00	218.673
	件数	10	4	4	3	7
計	金額	1037.6464	1624.985	2429.339	4897.93	3966.8375
	件数	76	56	54	115	63
(内浜借用および銀行借入)		70.00	760.000	849.000	1384.055	1205.691

8月15日から20日まで塩尻に先ず手持を94円持参し、近村の者から50円を借入れ、18日には為替金が180円届き、そのうち150円を仕入まで送金してもらって、273円仕入れたにとどまり、秋繭も76円仕入れたに過ぎなかったのである。

この年以降20年迄どれほどの金利を支払ったか、経営上の費用・損益は何も記されていないのであるが、明治17年には益数を増加し、上諏訪銀行より6月1日に530円、6月19日には藤森宗治名義で200円を借り受け、1000円の春繭を7月10日までに一挙に仕入れている。そして7月8日に為替金を130円受取り以降8月10日迄に7回、922円が入っている。8月14日から21日迄、松本方面に先ず498円持参し、前年と同じ近村の者から150円借入、さらに為替金250円が届けられ、計900円余の繭を仕入れている。またこの年には秋繭も340円程塩尻方面で9月中旬に仕入れ、

繭仕入総額は3000円台に達し、生糸生産量も100貫を超し、ここに明治11年に次ぐ展開を遂げ、以降明治18年には生糸価格下落により停滞するが、19年、20年と急速に初平は経営を拡大してゆくのである。明治18年には、宮川銀行より900円の融資を受けており、以降、銀行及び浜借用により繭仕入資金の手当がなされてゆくのであるが、明治17年においても、前年に下金子の金貸岩波辰吉より借入した300円が書きかえられており、また12月には上諏訪の金貸より100円を借り受け、その他繭代金の借りと預りを加えると、約800円にのぼっている。又明治18年も伊助を通じての浜借用と銀行よりの借入を除いて、「明治十八歳内大宝恵日記」によって借入金を整理してみると年度総計で1500円を借入れており、特に12月には近村の金貸矢崎豊吉より300円を19年5月30日限で借入れている。そして、浜借用および銀行よりの借入は、絶

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(III)

第22表 惣代役務従事日数

	耕地	山野	その他	計	不出頭
明治12	50	43	6	98	17
" 13	32	20	1	53	9
" 16	56	63	2	121	4
" 17	55	54	0	109	16
" 21	95	39	1	135	22

対額としては増加しているが、相対的にはその他の借入の増加し、特に地元繭代金の借りと延金あるいは預りが比重を高めて、経営的拡大再生産を促してゆくのである。

以上のごとく、関家の製糸経営の展開は、明治11年の器械製糸の開始。東英社の結成を画期として、横浜出荷と為替制度による資金回転速度の高まりは、銀行融資と横浜問屋前貸と相まって、その後の発展を促進してゆく。しかし明治14年の「横浜生糸預所事件」あるいは生糸価格の大幅な変動は絶えず、零細マニユファクチュアを破滅の淵に立たせるが、初平家の場合それを乗り切る物質的基礎は農地所有にあったものといえよう。関家の売却による耕地移動をみると、それは明治14年と明治18・9年に集中しており、明治11年より19年までに8反2畝減少させているのである。また、経営の悪化に際しては、実家の藤森宗治を初めとする村内の中農よりの借入れ、また繭代金の借りが可能であったのも「家」としての初平の村内における地位および初平の村落における惣代としての社会的地位と大きな関係があったことと思われる。ちなみに、初平が伍長惣代であった時期の惣代の役務に従事した日数を「伍長惣代日記」によって整理した表のみ示せば(第22表)、明治13年を除き、年間100日前後の日数がそれにさかれているのである。この側面よりみれば、明治10年代の初平は、製糸資本家としての人格とともに、強く村落に規制された資本家である

ことが知られるであろう。資本家として、彼の行動は純粋に利潤を追求するのではなく、共有山林、用水の問題、役場の行政の代位等村落内部の諸関係をはなれては、労働力・繭の調達において、また器械製糸用の水車の設置、その運転に必要な水の確保、製糸による汚水の処理において、製糸マニユファクチュアとして存立・発展しえない条件があったことは見逃しえないのである。

すでに述べたごとく、明治10年代の女工の異動は激しく、繭販売も自由に行なわれている。しかし、その女工を供給し、繭を販売する農家の再生産はなお村落共同体的規制を山林の共有を基盤として、脱してはなかったのである。このような村落構造を基礎として製糸マニユファクチュアが成立・展開するとすれば、製糸金融はかかる自主的展開の上で、マニユファクチュアの産業資本への転化を促進する役割を担ったものというべきである。そしてこの点についての実証はさらに明治20年より30年代を取扱う別稿において果されるであろう。

注(1) 小口珍彦「諏訪地方の蚕糸業」(日本産業史大系5、中部地方篇195頁)
 (2) 前に同じ。